

外来医療計画とは

- 平成30年改正医療法に基づき、医療計画の一部として、外来医療提供体制を確保するための方策を定める計画
 - 国が全国ベースで統一的・客観的に比較・評価した「外来医師偏在指標」を用いて、外来医師多数区域を設定
 - 新規開業希望者等への情報提供により、**個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげるのが国の基本的な目的**
- 【外来医師偏在指標】国が全国の二次保健医療圏ごとに算定した、診療所医師の偏在等を示す指標
- 【計画期間】 令和2年度から令和5年度 ⇒ 今回の改定で東京都保健医療計画第に一体化（以降3年ごとに見直し）

医療計画における位置付け（国資料より抜粋）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和3年10月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ・交通事情 等

三次医療圏

52医療圏（令和3年10月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

6事業…6つの事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

1 外来医療機能に関する事項

※赤字下線部は、今回改定で追加された事項

①外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定

厚生労働省が二次保健医療圏単位で外来医師偏在指標を算出し、算出した外来医師偏在指標の値が上位 33.3%の二次保健医療圏を外来医師多数区域として設定

②二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能の検討

二次保健医療圏単位で、不足する外来医療機能を検討し記載

③紹介受診重点医療機関の明確化

紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称、外来機能報告で把握可能な紹介受診重点外来の実施状況等の情報

④協議の場の運営

二次保健医療圏ごとに、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議する「外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場」の運営に関する事項

2 医療機器の共同利用に関する事項

①医療機器の配置状況に関する情報

厚生労働省が二次保健医療圏単位で医療機器の項目ごとに、性・年齢構成を調整した人口当たり機器数を用いて指標を算出

②機器の保有状況等に関する情報・区域ごとの共同利用方針

医療機器の配置状況を可視化し、二次保健医療圏ごと、医療機器の項目ごとに共同利用についての方針を記載

③協議の場の運営

二次保健医療圏ごとに設置する、医療機器の共同利用に関する協議の場（外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場を活用）の運営に関する事項